

寄 附 受 納

第1 概要について

寄附受納は、既存の法定外公共物を用途廃止する前提条件として、これに代わるべき代替施設について寄附を受ける場合や、市民の利便性が向上することが認められるもので、公共性を欠くことなく、用件を満たしている場合に寄附を受けることができます。

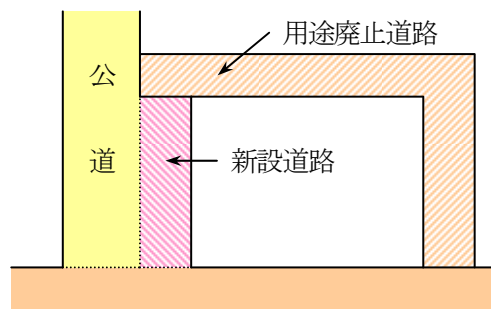
第2 要件について

- 1 代替施設を設置した場合には、原則として、代替施設と従前の施設を比較して、機能及び財産価値が同程度か、それ以上であると認められること。
- 2 代替施設は、設置した者のみでなく、公衆に利便をもたらすものであること。
- 3 寄附を受けようとする施設は、用途廃止しようとする財産に対し代替性を有しているものに限られ、代替性がなく新設と認められる施設については、寄附は受けられない。
- 4 寄附受納する時点は、代替施設の工事完了後とする。
- 5 寄附申込者の真意に十分注意して付帯条件がある場合は、受納を拒否する。
- 6 現況が法定外公共物道路を拡幅する形態で寄附の申し出があった場合は、下記①～⑤にすべて合致する場合
 - ① 現況の道路の一端が道路法の規定による道路であるか、有効幅員 2.75m以上の法定外公共物の道路に接続していること。(農道及び林道は除く)
 - ② 所有権以外の権利設定がされていないこと。
 - ③ 道路沿いに土地建物とも2戸以上の所有者があること。
 - ④ 道路側溝及び流末水路が有る場合は、これらも合わせて寄附されること。
 - ⑤ 舗装及び補修など道路に係る機能管理を地元で行うもの。
- 7 その他寄附を受納することで、周辺住民の利便性が向上するものや、周辺住民生活に必要不可欠と判断される公共的な施設

第3 事例について

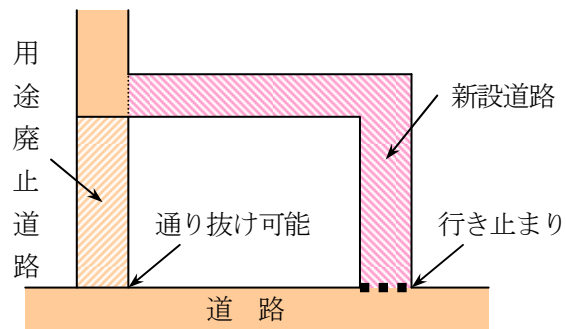
1 寄附受納が不適当な事例

例1 新設道路が既存公道の拡幅となる場合

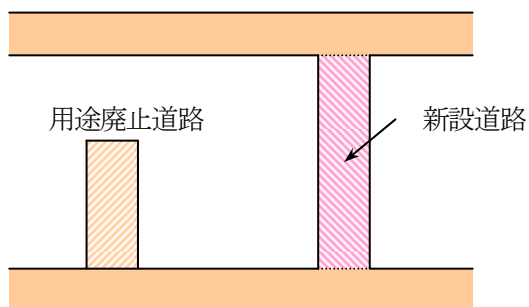


既存公道は、十分な代替性があるので新設道路は単なる拡幅でしかない。

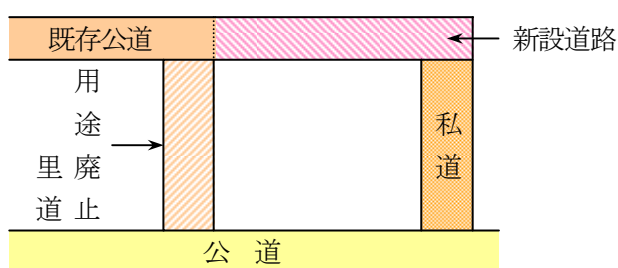
例2 公図等で起点・終点は接続しているが、機能的に代替していない場合



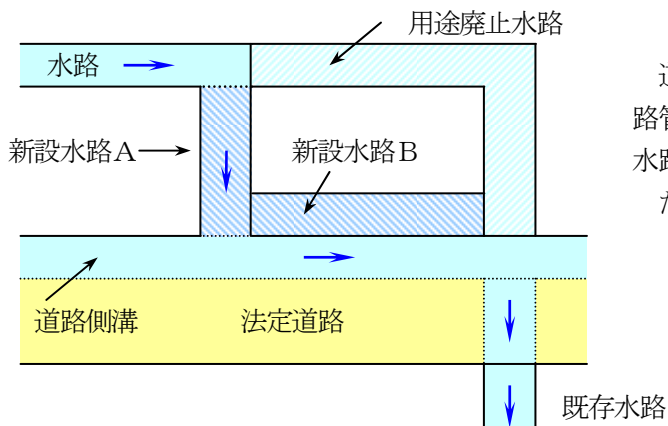
例3 用途廃止される法定外公共物が代替施設を要する性質のもでない場合



例4 私道を媒介として、接続する場合



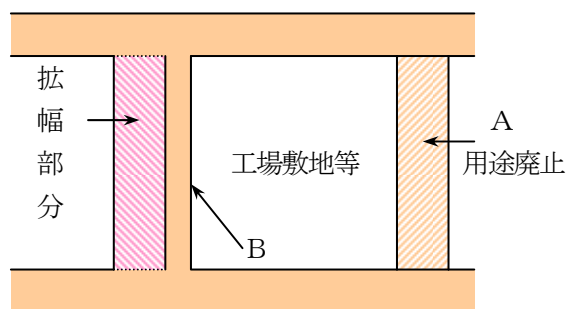
例5 既存の法定外公共物で、十分な代替性がある場合



道路側溝が機能的に代替していて、道路管理者の同意が得られる場合は、新設水路Bの寄附は要しない。
ただし、新設水路Aの寄附は要する。

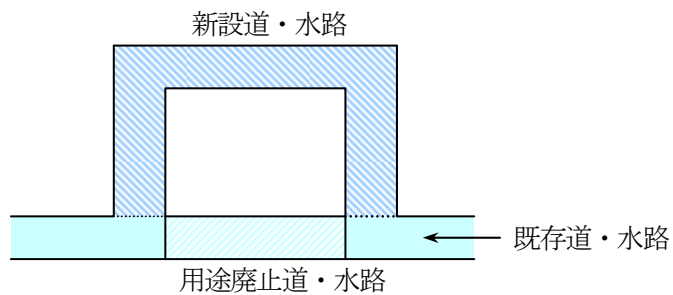
2 寄附受納が適当な事例

例1 用途廃止される法定外公共物に替り得ない既設の公共施設を拡幅した場合

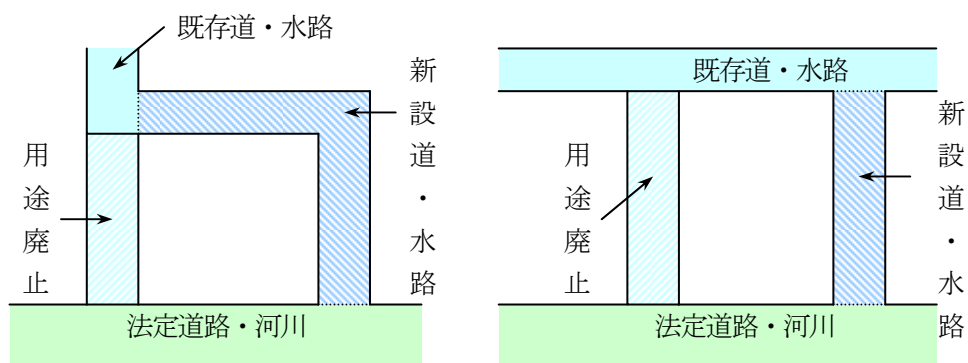


Aの部分を用途廃止した場合、既存Bの公共施設では十分な代替性はない。
(例えば、AよりもBの方が幅員が狭いため) 従前の機能を回復すべくBの部分を拡幅した場合は寄附とする。

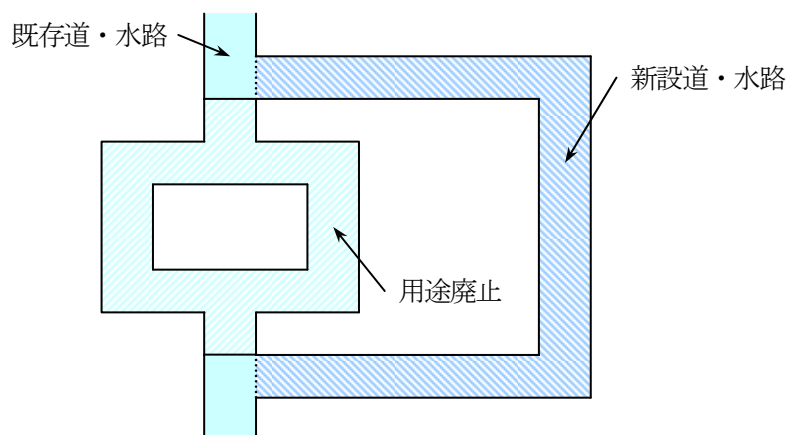
例2 起点・終点が直接接続する場合



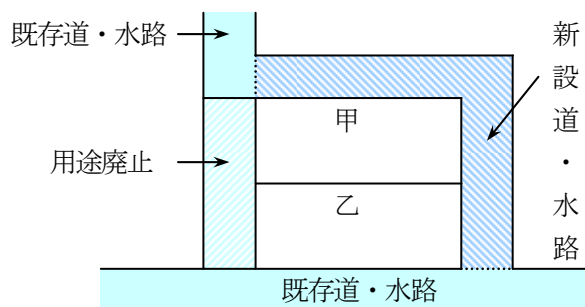
例3 法定道路・河川を媒介として起点・終点が接続する場合



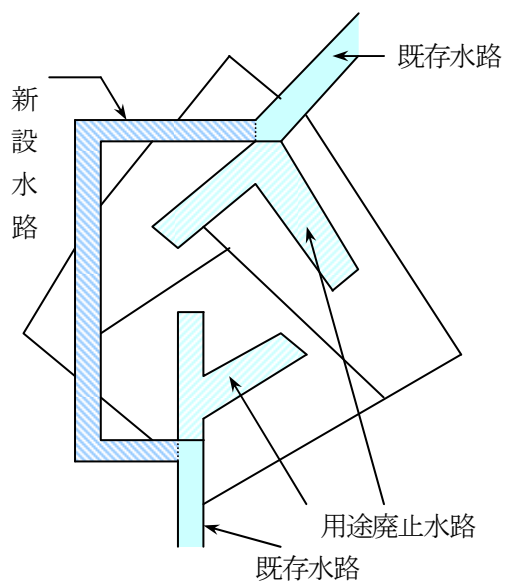
例4 複数ある法定外公共物を一つにまとめる場合



例5 寄附申込者が複数の場合

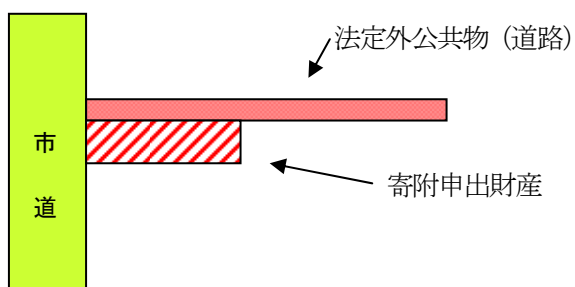


例6 法定外公共物が途切れていても機能的に接続している場合

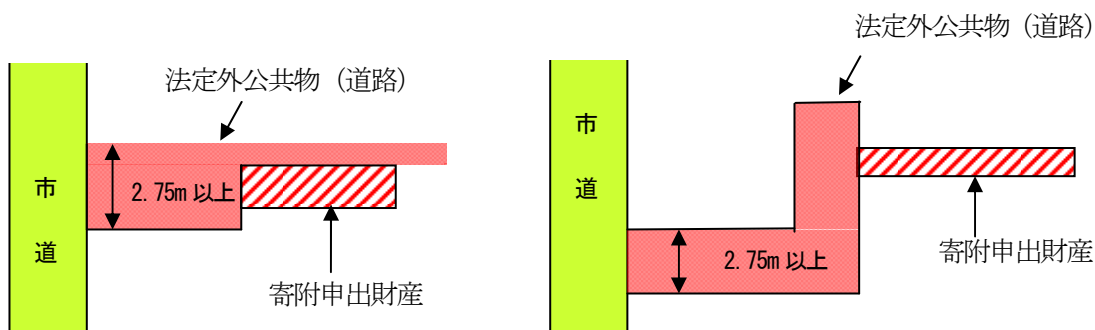


公図上、法定外公共物として途切れていても、機能的に民地を利用して接続しているものを、用途廃止することにより、その公共性に支障があり、存置の必要がある場合、それに代るべき施設を設置したときは寄附とする。

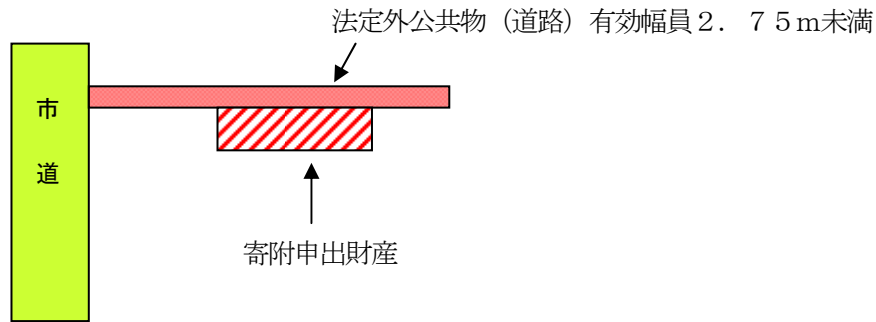
例7 現況道路（法定外公共物）の拡幅について
(ア) 寄附受納が適当な事例



土地建物ともに2戸以上の所有者があること。



(イ) 寄附受納が不適当な事例

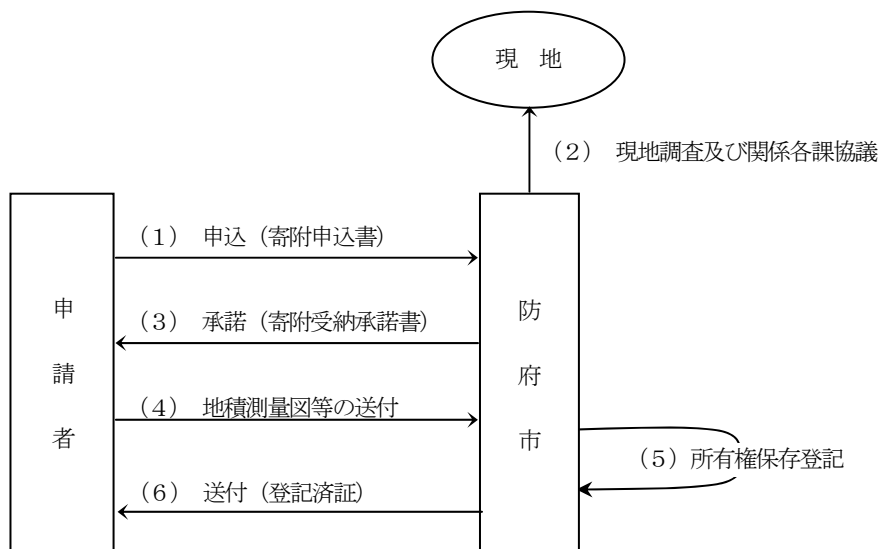


第4 事務処理について

1 処理順序

- (1) 申込者は、寄附申込書（第32号様式）を市長に提出すること。
- (2) 市長は、現地調査等を行い、寄附を受けることが適当と認めた場合、申込者に寄附受納承諾書（第33号様式）を送付すること。
- (3) 申込者は、寄附に必要な登記（分筆・地目変更）を行うとともに、所有権移転登記に必要な図書を送付すること。
- (4) 申込者は、登記完了後に関係書類を市長に提出すること。

2 フローチャート



3 申込み書類及び留意事項

(1) 寄附申込書（第 32 号様式）

(2) 添付書類

① 同意書

② 登記事項（現在事項）証明書又は土地登記簿謄本

(3) 添付図面等

① 位置図

② 不動産登記法第 14 条に規定する地図の写し又はその地図に準ずる図面の写し

③ 現況平面図

④ 求積図

⑤ 縦横断面図

⑥ 構造図

⑦ 現地写真

寄附申込箇所を朱書きで示すこと。

4 その他留意事項

(1) 「寄附申込書」は、寄附によって不用となる財産の「用途廃止申請書」と同時に提出させること。

(2) 寄附しようとする財産が相続財産であるときはあらかじめ相続の登記を行い、寄附しようとする財産に所有権以外の権利があるときは、その権利を消滅させるとともにその抹消の登記を行なわせ、又は寄附しようとする財産が一筆の土地の一部であるときはこれを分筆し、地目変更登記（道路敷となる場合は「公衆用道路」、水路敷となる場合は「用悪水路」）を完了させてから、寄附申込書を提出させること。

(3) 申込者が所有権移転登記について処理する場合には、申込者から提出された登記済証を関係書類とともに整理保存すること。